岩手県告示第575号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和８年10月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

１（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
陸前高田市広田町字蒲田	706番４	田	508
陸前高田市広田町字岩倉	501番２	田	1,302

（２）　利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和９年３月１日	５年間	27,150円

（３）　利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４）　農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和８年９月11日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５）　補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

（６）　その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

２（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
胆沢郡金ケ崎町西根寺下	429番	畑	700

（２）　利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和９年２月１日	５年間	8,750円

（３）　利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４）　農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和８年９月29日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５）　補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

（６）　その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

３（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積

			㎡
胆沢郡金ケ崎町永栄春宮田川原	32番１	田	1,431
胆沢郡金ケ崎町永栄春宮田川原	33番	田	2,217
胆沢郡金ケ崎町永栄南島川原	４番１	田	868
胆沢郡金ケ崎町永栄南島川原	５番１	田	920
胆沢郡金ケ崎町永栄南島川原	９番２	田	1,486
胆沢郡金ケ崎町永栄南島川原	10番１	田	607
胆沢郡金ケ崎町永栄南島川原	10番３	田	404

（２） 利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和９年２月１日	５年間	99,170円

（３） 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４） 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和８年９月29日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５） 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

（６） その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。